

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

(受発注システムの改修等支援)

パッケージ製品およびサービス登録について

公募要領

軽減税率対策補助金事務局

2019年1月29日

1. 趣旨

本公募要領は、中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金（※）のうち、「受発注システムの改修等支援」について、中小企業者等が自ら選定して交付申請いただくパッケージ製品およびサービスの募集・登録の手続きを定めたものです。

また、区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行するために「請求書管理システムの改修等」についてもあわせて支援対象とします。

パッケージ製品およびサービスを自ら導入する場合は、指定事業者による代理申請ではなく、中小企業者等自身で申請を行うことになります。この場合は、“本手続きにより登録された製品およびサービスのみが補助対象”となります。

※ 消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や改修、受発注システムの改修、請求書管理システムの改修または導入等に要する経費の一部を補助することで、準備が円滑に進むよう支援する事業。

◆ 複数税率対応受発注システム改修・入替に係る補助対象（「システム改修等範囲の概念図」参照）

- ・取引先間でEDI／EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者（※1）のうち、電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能（※2）および請求管理システム（※3）のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。
- ・電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。

※1) 電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステム（EDIおよびこれと連動する発注・購買管理機能または受注管理機能）を導入する場合は補助対象とします。

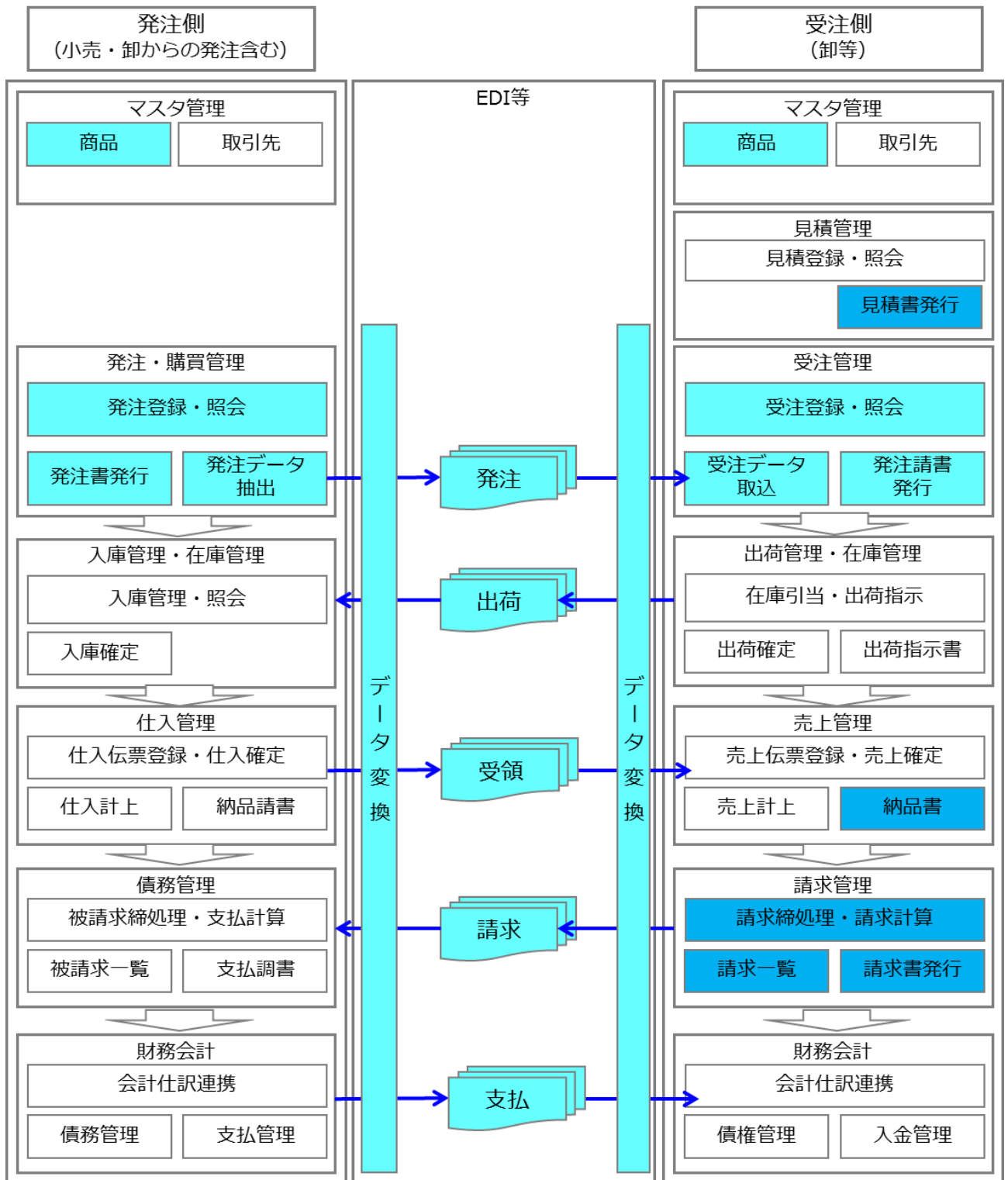
ただし、取引先は電子的受発注システムを利用していることが必要です。

※2) 受発注管理とともに、在庫管理や財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能（P3「システム改修等範囲の概念図」参照）を含むものであれば、補助対象とします。

注) パッケージ製品にはハードウェアは含みません。

※3) 電子的受発注システムの改修・入替にともない、あわせて「区分記載請求書等保存方式」に対応するために事業者間取引における請求書等の作成に係るシステムの開発・改修・導入する場合は補助対象となります。（P4「区分記載請求書等保存方式の記載例」参照）

システム改修等範囲の概念図



水色の部分が電子的受発注システムの機能の範囲且つ、補助対象範囲です。

青色の部分が請求書管理システムの機能の範囲且つ、補助対象範囲です。

◆区分記載請求書等保存方式の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書		
炭〇〇御中		XX年11月30日
日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※ A	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴	∴
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※軽減税率対象 A △△商事㈱		

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書		
炭〇〇御中		XX年11月30日
軽減税率対象 A		金額
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
∴	∴ B	∴
8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴ B	∴
10%対象		88,000円
合計		131,200円
△△商事㈱		

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書		
炭〇〇御中		XX年11月30日
(軽減税率対象) A		金額
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
∴	∴ B	∴
合計		43,200円
△△商事㈱		

請求書		
炭〇〇御中		XX年11月30日
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴ B	∴
合計		88,000円
△△商事㈱		

- A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。⇒ 現行の請求書と変わりありません。

※2023年10月から導入される「適格請求書等保存方式」に対応する場合も補助対象となります。

2. 登録可能なパッケージ製品およびサービスの要件

- (1) 複数税率に対応するパッケージ製品およびサービスであること
- (2) 電子的受発注システムのうち、補助対象機能（EDI/EOS、商品マスタ、発注・購買管理、受注管理）を含むパッケージ製品およびサービスであること
- (3) 事業者間（BtoB）における軽減税率対象商品（食料品等）の発注または受注を管理するパッケージ製品およびサービスであること
- (4) 商品マスタは電子的受発注システムにおいて利用されていること
- (5) 中小企業者等が自らインストールすることが可能なパッケージ製品およびサービスであること
- (6) 購入・契約した製品・サービスを一意に識別できるシリアルナンバー、プロダクトキー、アカウントナンバー等を製品カード、シール、保証書、HP（マイページ等）で中小企業者等自らが確認可能であること

3. パッケージ製品およびサービスの登録取り消し

事務局は、登録されたパッケージ製品およびサービスが以下の事項に該当すると判断した場合、パッケージ製品およびサービスの登録を取り消すことができます。

- (1) 本公募要領で規定するパッケージ製品およびサービスの要件を欠く、またはそのおそれがあると認められる場合
- (2) 公募要領等の各種規定に違反する、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) その他事業の遂行に不適当な内容があると認められる場合

4. 募集方法

(1) 申請書の入手方法

- ① http://kzt-hojo.jp/contractor/pkg_service/にアクセスして、ページ中段の提出書類の項から以下の書類をダウンロード
 - ・パッケージ製品およびサービス登録申請書：様式 B2-1
 - ・事業者概要：様式 B2-2
 - ・パッケージ製品およびサービス登録リスト：様式 B2-3

- ② 必要事項記載の上、提出書類一式を揃え、軽減税率対策補助金事務局に書類を郵送および別途受付メールアドレス（b2@kzt-hojo.jp）に送付

※書類の不備については、受付されない可能性がありますので十分留意してください。

(2) 提出書類

No.	様式	書類名	提出方法
1	指定 (様式 B2-1)	パッケージ製品およびサービス登録申請書	押印・郵送
2	指定 (様式 B2-2)	事業者概要	郵送
3	指定 (様式 B2-3)	パッケージ製品およびサービス登録リスト	郵送およびメール
4	任意	紙や Web 等の製品カタログ (金額ならびに、有する機能や複数税率への対応内容が確認できるもの)	郵送

※必要に応じて追加の情報の提出をお願いする場合があります

(3) 登録申請受付期限

2019年6月28日 (消印有効) までに、登録申請をしてください。

なお、受付から登録まで1ヶ月程度時間を要することもありますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。

(4) 提出先・問い合わせ先

《提出先》

〒104-8689

晴海郵便局 京橋分室留

軽減税率対策補助金事務局 パッケージ製品およびサービス登録係 宛

※ 局留めのため、郵便での提出をお願いいたします。

メールアドレス：b2@kzt-hojo.jp

《問い合わせ先》

軽減税率対策補助金事務局 問い合わせ窓口

TEL：0570-053-555 (ナビダイヤル 有料)

IP 電話からのお問い合わせ先：03-6627-1316 (有料)

受付時間：平日 9時～17時

HP：<http://kzt-hojo.jp>

※指定事業者、製品登録等に関わるお問い合わせを受け付けております。

(5) 選定後の予定

- ・審査の結果については、承認・不承認に関わらず、通知を行います。
- ・登録されたパッケージ製品およびサービスは、上記ホームページに公開させていただきます。